

## 総合評価落札方式に係る県産材・県産品の定義等について

県産材・県産品の定義および品目計数の方法は下記のとおりとする。

### 1 県産材・県産品の定義

#### (1) 県産材

次の一に該当するもので、その事実を証明する書類が添付されたものとする。

ア 県内産の木材、木製品で、県内で加工されたもの。

イ 原料の一部に県内産の木材を含む製品（合板、集成材、WPC等）で、県を含む第三者委員会（「福井県間伐材活用推進会議」）が認定した製品。

ただし、県内産木材だけで製造された合板、集成材については県産材とする。

#### (2) 県産品

次の一に該当するもので、その事実を容易に判別できるものとする。なお、その製品を製造するための原材料の産地・製造地は問わない。（注意：鉄筋や鉄骨の加工は製造ではない）

ア 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品等。

イ 県外に主たる事務所を有する者が、県内に所在する自社製造所で最終工程が施されている建設資材または製品等。

#### (3) 特定の製品の取扱

ア 生コンクリート、コンクリート2次製品、アスファルト合材（再生アスファルト合材を含む。）は県産品の対象とし、その定義は（2）による。

イ 砂利、碎石、砂、捨石、栗石、土等の自然物（再生骨材、改良土を含む）を直接的、または半直接的に使用する資材は県産品の対象としない。

### 2 県産材・県産品の品目計数の方法

県産材・県産品の品目計数の方法は次のとおりとする。ただし、設計図書で県産材・品を使用することが指定されているものを除くものとする。

(1) 県が提示する設計書のうち、内訳明細書に記載されている資材単価または複合単価で計上されている1項目の製品の全量を県産材・県産品とする場合に1と計数する。

(2) (1)にかかわらず、主要原材料（木、鉄、アルミ、ステンレス、合成樹脂等）、JIS等の規格、品名が異なるものは別製品として計数し、同一製品で強度、形状、寸法、仕上げ程度、色、施工箇所、現場工法等の差異により内訳明細書の複数項目に計上されているものは1と計数する。

#### (3) 主な品目の計数の例示

ア 生コンクリート、アスファルト合材はそれぞれ1と計数する。

イ 型枠は型枠用合板、メッシュ型枠、樹脂型枠等の材種ごとにそれぞれ1と計数する。

ウ コンクリートブロック、コンクリート平板舗装材、インターロッキング舗装材、舗石はそれぞれ1と計数し、境界ブロック、L形側溝、U形側溝、側溝蓋等のコンクリート2次製品はまとめて1と計数する。

エ 木材は構造材、造作材ごと、樹種ごとにそれぞれ1と計数する。また、積層材、集成材は構造材、造作材ごとにそれぞれ1と計数する。

オ 金属屋根葺材、といは、スチール、ステンレス、アルミ、合成樹脂等の材種ごとにそれぞれ1と計数する。

カ 金属工事の各材料は、品名ごと材種ごとにそれぞれ1と計数する。

キ 金属製建具は、スチール、ステンレス、アルミ等の材種ごと、窓、框戸、フラッシュ戸、学校間仕切り等の種別ごと、自動ドア、自閉式引き戸等の自動閉鎖機構ごとにそれぞれ1と計数する。

ク 木製建具は、窓、障子、襖、框戸、フラッシュ戸等の種別ごとにそれぞれ1と計数する。

ケ シャッターは、スチール、ステンレス、アルミ等の材種ごと、重量、軽量、オーバーヘッド等の種別ごとにそれぞれ1と計数する。

コ 内装材は、材料種別ごとにそれぞれ1と計数する。

サ 木製家具は、設計図書で家具仕様が同一のものは1と計数する。

シ 可動間仕切り、移動間仕切り、トイレブースはそれぞれ1と計数する。

ス 階段ノンスリップ、黒板、ホワイトボード、サイン表示、ブラインド、ロールスクリーン、カーテン、カーテンレール等はそれぞれ1と計数する。